

桜井市都市再生推進法人の指定に関する実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、桜井市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱（以下「事務取扱要綱」という。）第8条の規定により、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）第118条第1項の規定による都市再生推進法人（以下「推進法人」という。）の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）を推進法人に指定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 事務取扱要綱及びこの要領における「まちづくり活動」とは、市内において町内会、自治会、ボランティア団体、まちづくり会社、特定非営利活動法人等が自発的に行う公益的な活動であって、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (4) その他適当でないと認められる活動

(指定の申請)

第3条 事務取扱要綱第2条第2項第5号に規定する「これらに相当する書類」とは、申請者又はその構成母体となる組織等の事業の実施状況、決算状況等がわかる書類で、団体の記名及び押印があるものをいう。

- 2 事務取扱要綱第2条第2項第6号に規定する「これらに相当する書類」とは、事業の実施計画と資金計画がわかる書類で、団体名の記名及び押印があるものをいう。
- 3 事務取扱要綱第2条第2項第7号に規定する「まちづくり活動の実績及び今後の方針等を記載した書面」とは、会報、パンフレット、議事録等をいう。
- 4 事務取扱要綱第2条第2項第8号に規定する「法第119条に規定する業務に関する計画書」に関しては、事務取扱要綱に規定する都市再生推進法人指定申請書（第1号様式）の様式に従い、以下の3点に留意して作成すること。

- (1) 取組の対象となる地域を図面で示すこと
- (2) 主たる取組は、奈良県と桜井市とのまちづくりに関する包括協定の範囲内で行うこと
- (3) 法第119条に規定する業務を示すこと

- 5 事務取扱要綱第2条第2項第9号に規定する「活動地域内の他の民間組織からの都市再生推進法人指定推薦書（第2号様式）」とは、自治会からの推薦書をいう。

(指定の基準等)

第4条 事務取扱要綱第3条第2号に規定する「まちづくり活動の実績」とは、直近5年

以内に行われたものをいう。

(附則)

この要領は、公布の日から施行する。